

配水管及び水道施設構造物等オフセット測量要領 (工事記録写真撮影要領 別表 1-12 関係)

1. 目的

この要領は、工事竣工図として作成する配水管の布設位置、仕切弁等の水道施設構造物、給水管分岐地点等の設置位置を明確にするためオフセット測量の方法を定めるものである。

2. 設置点

B P・E P地点及び配水管の内異形管（曲管・T字管等）、水道施設構造物（弁類・消火栓等）、給水管の分岐地点及び公道に関わる曲管・弁類等とする。

3. 基準点の選定

基準点の選定に当たっては、この測量の目的が工事完成後の維持管理に必要なものであるために、永久性の高い地物を対象としなければならない為、次の基本表により基準点を設置し作成しなければならない。

永久位 性順 位	地物の名称	永 久 度		
		1	2	3
1	境界杭（石等）	公設境界石 縁石	私設境界石	雨水柵 構造体縁石
2	橋梁 護岸	新設のコンクリート橋、 橋台、護岸壁	古いが構造強固な橋、 完全施工の護岸	木橋 一般の石積み
3	マンホール	大型マンホール （N T T、東電、下水等）	その他のマンホール	公設、私設の堅固な排 水柵
4	建物 構造物	新設の建物及びコンク リート擁壁、ブロック擁 壁	一般の建物 強固な擁壁	門柱
5	電柱	新設コンクリート柱、新 設信号機	古いコンクリート柱、 信号機	木柱、私設街路

注1) 境界石等は、特別の事情のない限り変化する事は少ないのでその安全性は高い。道路改良後に築造された橋梁、護岸等の構造物は安全性が高い。

注2) 市街地内の老朽建物は立て替えの可能性があります、又擁壁類についてもその外観上判断される老化現象を生じている物、またはコンクリートブロック、間知積以外のものは対象から避けるのがよい。

注3) マンホール類については、その大きさにより安定度も異なるが、公共下水道のマンホールは幹線のもの、汚水、雨水の区分が示されたものは安定度が高い。

注4) マンホール、電柱、信号機等を対象とする場合は、角か中心であるかを明確に記入しなければならない。電柱の場合は電柱番号を記入し、最短距離とすること。

注5) 基本表に記載されている基準点が現地にはない場合には、新たに布設した管路に設置した仕切弁、または消火栓・空気弁を基準点にすることが出来る。この際は、監督職員の承諾を得ること。

4. 測定方法

測定方法は、正確をきすため3点より距離を計る。支距はなるべく短いほうがよく、巻尺で15m以下を原則とする。又鋭角(30度以下)鈍角(120度以上)を避ける事が精度を高め、更に同一方向より測定してはならない。但し、この測定方法による事が困難な場合にはこの限りではない。この際は、監督職員の承諾を得ること。

5. 写真撮影

オフセット測量状況を1箇所につき一枚以上撮影すること。

配水管及び水道施設構造物オフセット測量要領

第1版 平成19年6月1日 発行

第2版 平成20年4月1日 改訂